

「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、自然電力株式会社が、鳥取県鳥取市において、最大で総出力40,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在していることから、工事中及び供用時における騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。また、事業実施想定区域の周辺では、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により鳥類への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

本事業の事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在しており、騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事業計画の見直し

2.により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在する上、一部の住居は東西を風力発電設備に挟まれる可能性があり、環境保全に十全を期さなければ、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在する上、一部の住居は東西を風力発電設備に挟まれる可能性があり、環境保全に十全を期さなければ、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺では、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類の生息への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。